

令和元年 5 月 7 日開催

第 2 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年5月7日(火)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時22分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 15人

会 長	18番	新国 純一
会長職務代理者	17番	石丸 博雄
委員	1番	菅井 誠
委員	2番	菅井 美德
委員	3番	原田喜一郎
委員	4番	西原 弘子
委員	5番	石山 幸一
委員	6番	大河原正一
委員	7番	梶田 政實
委員	8番	早川 剛司
委員	9番	小野 人司
委員	11番	中村 肇
委員	13番	岡田 一司
委員	15番	上野 邦彦
委員	16番	鈴木 和弘

5. 欠席委員 3人

委員	10番	須藤 智弘
委員	12番	笹原 仁
委員	14番	林 秀和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員	1番	菅井 誠
委員	11番	中村 肇

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条(使用貸借)の規定による許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 あっせん委員の指名について

議案第8号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬 淳次
主 幹	吉岡 秀利

農地・農業振興担当係長	小川 哲也
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当係長	梶田 淳一
農地・農業振興担当主任	市原 英二

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和元年度第2回（R元.5.7）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番 菅井（誠）委員、11番 中村委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. H31.4.5（金）13：30～
第1回農業委員会総会

2. H31.4.5（金）20：15～
平成31年度遠軽町青少年クラブ定期総会【網走農業改良普及センター遠軽支所】小川係長出席

3. H31.4.9（火）～10（水）
第97回オホーツク農業委員会連合会通常総会及び北海道農業公社地区別農業委員会・事務局長会議【紋別市紋別セントラルホテル】新国会長、広瀬事務局長出席

【内 容】

総会では、平成30年度の事業報告、収支決算報告と平成31年度の事業計画案、収支予算案、会費納入案が提案され、すべて承認されました。

総会終了後、北海道農業公社地区別農業委員会・事務局長会議が開催され、2020年度農業・農業委員会関係予算及び政策要請に向けた検討等について説明を受けました。

4. H31.4.22（月）13：30～

平成31年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会【役場3階大会議室】新国会長、広瀬事務局長、吉岡主幹、小川係長出席

◆ 今後の予定

1. R元.5.20（月）～21（火）

農業者年金業務新任職員研修会【札幌市】

吉岡主幹出席予定

2. R元. 5. 22 (水)

市町村農業委員会職員基礎研修会【札幌市】

吉岡主幹出席予定

3. R元. 5. 26 (日) ~ 27 (月)

全国農業委員会会長大会及び北海道選出議員要請集会【東京都】

新国会長出席予定

4. R元. 5. 28 (火) ~ 29 (水)

農業委員会会長・事務局長研修会【群馬県嬭恋村外】

新国会長出席予定

5. R元. 6. 6 (木) 13:30 ~

第3回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　　それでは、議案第1号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を議題とします。

　　事務局から、議案を説明させます。
　　　　　(事務局 議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を説明いたします。
　　議案書をご覧ください。

　　別紙様式2をご覧ください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

I 農業委員会の状況について

　　1 農業の概要については、農地台帳面積で8,185ha、総農家数178戸うち販売農家数が126戸となっており、農業就業者数が293人、認定農業者が86経営体となっております。

　　2 農業委員会の現在の体制についてでございますが、新制度に基づく体制となっております。農業委員18人となっております。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、1の現状としまして管内の農地面積が7,695ha、集積面積が6,170haで集積率は80.03%となっております。課題として後継者不足による高齢化や離農者が増加する傾向にあり、新たな農業担い手の確保が厳しい現状にあることから、農地集積が難しくなっています。2の実績としましては、集積目標100haに対しまして集積実績101haで達成状況は101%となっております。

Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成30年度実績で1経営体となっております。内訳としましては、●●●●が平成30年4月の総会で農地法第3条の許可を受けまして営農を開始しております。

2平成30年度の目標及び実績でございますが、参入目標1経営体に対しまして参入実績1経営体となっており、達成状況は100%となっております。参入目標面積20haに対しまして参入実績面積8haとなっており、達成状況は40%となっております。

Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、現状の遊休農地面積は22.7haで割合は0.29%となっております。目標に対する評価としては、遊休農地解消に努めたが解消できていない。活動に対する評価としては、今後、遊休農地解消に努め活動を実施していくとしています。

Ⅴ違反転用への適正な対応については、違反転用面積は0haとなっており、活動実績としては7・8月に農地利用状況調査を実施しています。

Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、1農地法第3条に基づく許可事務について1年間の処理件数は8件、うち許可8件及び不許可0件となっております。2農地転用に関する事務について1年間の処理件数は5件となっております。3農地所有適格法人からの報告については、16法人全てから報告を受けており、4情報の提供等については賃借料情報の調査・提供と農地の権利移動等の状況把握、どちらも町ホームページで公表しています。

Ⅶ事務の実施状況の公表等についてでございますが、1総会等の議事録の公表については、ホームページで公表しております。活動計画の点検・評価の公表についてもホームページで公表しております。

続いて、別紙様式1令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

Ⅰ農業委員会の状況については3ページと同様ですので、割愛します。

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、今年度の集積目標を100haとしております。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、今年度の目標を1経営体としております。

Ⅳ遊休農地に関する措置についてでございますが、遊休農地の解消面積を22.7haとし、地区ごとに巡回・調査を実施する計画でございます。

Ⅴ違反転用への適正な対応については、町内の巡回と違反者への聞き取り等を計画しております。

以上説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●、遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 46,305」

3 通知の理由

平成27年7月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当

しません。

その2

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「276.73」

3 通知の理由

平成3年8月22日に農地法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名

貸貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 31,631」

3 通知の理由

平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により貸貸借を設定したが、その農地について貸貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 20,390」

3 通知の理由

平成28年11月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その2」について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その3」について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「その4」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第2号「その4」について、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件
を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いた
します。
議案書をご覧ください。

整理番号1～3につきましては、所有権移転でございます。
整理番号1・所在「●●●、●●●、●●●、●●●」・地番「●●外
22筆」・地目「公簿一畑、公衆用道路、雑種地、牧場・現況は全て
畑」・面積(㎡)「23筆合計 501,195.61」・譲渡人「●●
●●」・労働力(人)「3」・経営面積(㎡)「畑 939,51

2」・申請理由「破産手続開始決定のため」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「1」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「新規法人設立のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本件の譲受人であります●● ●●につきましては、新規の農地所有適格法人になりますが、その要件については、平成31年1月8日の総会後に開催されました「農地部会」において確認済みでございますので、申し添えます。

整理番号2・所在「●●●、●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 131,824」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 939,512」・申請理由「破産手続開始決定のため」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「1」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「新規法人設立のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号3・所在「●●●」・地番「●●外22筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「23筆合計 169,570.89」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 939,512」・申請理由「破産手続開始決定のため」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「2」・経営面積（㎡）「畑 649,954」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号1」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。議案第3号「整理番号1」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号2」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第3号「整理番号3」について、原案のとおり決定することにご異
議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議
題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いた
します。
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所氏名

紋別郡遠軽町 ●●●

無職 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況
は畑」・面積 (㎡) 「276.73」

3 申請の理由

自己住宅を建設するため

4 施設の概要

名称「住宅」・棟数「1」・面積（㎡）「78.66」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、議案第2号で合意解約した農地における住宅建設を目的とした転用申請でございます。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようですから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第5号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所氏名

貸主—紋別郡遠軽町 ●●●

農業 ●● ●●

借主—紋別郡遠軽町 ●●●

砂利採取業 ●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「9,334」

3 申請の理由

貸主 — 該地は砂利混じりで表土が薄く50cm位下部には砂利層があり耕地としての利用価値が低いので砂利採取をし、土地改良をするため該地を貸したい。

借主 — 農地以外での砂利採取が困難であり、土地改良を目的とし、農地に適する土で埋め戻す事を条件にした砂利採取のため、令和2年3月31日まで使用貸借したい。

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、砂利採取の一時転用申請があった農地です。農地区分は、農用区域内農地と判断されます。許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「農地法第5条（使用貸借）の規定による許可申請について」の質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。議案書をご覧ください。

整理番号7～10につきましては、賃貸借でございます。整理番号7、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 60,476」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R1.5.14」・終期「R2.12.31」・期間「1年7ヶ月」・金額（円）「10a3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号8、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 20,390」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借

権」・始期「R 1. 5. 1 4」・終期「R 1 0. 1 2. 3 1」・期間「1 0年7ヶ月」・金額（円）「1 0 a 3, 8 0 0」・支払方法「毎年1 2月末日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第2号で解約した農地について、新たな借主と賃貸借を設定する件でございます。

整理番号9、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 3 1, 6 3 1」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 1. 5. 1 4」・終期「R 2. 1 2. 3 1」・期間「1年7ヶ月」・金額（円）「1 0 a 5, 0 0 0」・支払方法「毎年1 2月末日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、議案第2号で解約した農地について、新たな借主と賃貸借を設定する件でございます。

整理番号1 0、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「2筆合計 2 0, 8 5 0」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 1. 5. 1 4」・終期「R 2. 1 2. 3 1」・期間「1年7ヶ月」・金額（円）「1 0 a 3, 0 0 0」・支払方法「毎年1 2月末日までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、貸主・借主が協議の結果、新規で賃貸借を設定する件でございます。

整理番号1 1につきましては、所有権移転でございます。
整理番号1 1、所在「●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一畑、牧場・現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 1 1 8, 5 0 5」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R 1. 5. 1 4」・支払期限「R 1. 6. 2 8」・金額（円）「全筆6, 5 0 0, 0 0 0」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第1回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。（14：06～14：06）

職務代理者 再開します。
これより、議案第6号「整理番号7」から「整理番号10」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律31条」の規定に抵触する案件がありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（14：07～14：07）

職務代理者 再開します。
これより、議案第6号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号7」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号8」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号8」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号9」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号9」については、原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「整理番号10」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号10」については、原案のとおり決定するこ
とにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第6号「整理番号7」から「整理番号10」までの審議が終了
しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(14:09～14:09)

職務代理者 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第6号「整理番号7」から「整理番号10」については、原案
のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。(14:10～14:10)

議 長 再開します。
次に、議案第6号「整理番号11」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号11」については、原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「あっせん委員の指名について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第7号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●、遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・
地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 64,
936」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第7号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ
んか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第7号のあっせん委員については、9番小野委員、1
7番石丸委員を指名します。
各委員は、宜しく申し上げます。

次に、議案第8号「現況証明願いについて」7件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第8号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・
現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「238」・申請者「神奈川県
●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)

委員、16番鈴木委員、5番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種住居地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「323」・申請者「札幌市●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番石山委員、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番石山委員、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「323」・申請者「札幌市●●●●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番石山委員、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番石山委員、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号5、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「5筆合計 49,85

4」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、1番菅井（誠）委員、13番岡田委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、1番菅井（誠）委員、13番岡田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「290」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「18番新国委員、11番中村委員、4番西原委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、18番新国委員、11番中村委員、4番西原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号7、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「4筆合計 74,014」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「11番中村委員、4番西原委員、7番梶田委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、11番中村委員、4番西原委員、7番梶田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号8、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3筆合計 18,816」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15番上野委員、10番須藤委員、1番菅井（誠）委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、15番上野委員、10番須藤委員、1番菅井(誠)委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第8号「整理番号2」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「整理番号3」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「整理番号4」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「整理番号5」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「整理番号7」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第8号「整理番号8」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和元年度第2回農業委員会総会を閉会します。